

## 指定管理期間満了後の札内青葉保育所について

札内青葉保育所については平成 22 年度より指定管理者制度により、その運営を社会法人温真会が担っています。平成 28 年度をもって指定期間が満了するにあたり今後の運営方法について検討を進めているところです。

### ○指定期間満了後の運営方法

札内青葉保育所の指定期間満了後の運営方法につきましては、**民設民営**によるものとして検討を進めています。

#### 指定管理者制度（公設民営）

施設を町が建設し、その管理をする事業者を指定して施設運営を行う制度。管理委託よりは運営の自由度は高いが運営内容については町の承認が必要。

#### 民設民営

施設の建設・運営いずれも民間事業者が行う。

保育事業につきましては、児童福祉法に「市町村は、保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならない」と**保育の主体者が市町村にあることを規定**しています。

このことから、民設民営化後においても、「入所に関する手続き」「保育料の設定、徴収」「運営費の申請・交付」などの事務は、町が受け持つこととなります。

したがって、移管法人との事務的な連携や、保護者からの保育に関する意見や苦情の処理について、移管法人との橋渡し的機能に係る行政内の体制は、これまで通り維持していきます。

### ○民設民営化の利点

多様化する保育への住民要望に応えるためには、民間事業者の持つ柔軟な発想や機動力が必要となります。一般的に民間事業者は行政よりも意思決定が迅速であるといわれていますので、保育の多様性や機動性が高まることに期待できます。

なお、指定管理者制度も民営ではありますが、新たな保育の実施などについて、書面により町の承認を得なければならないため、民設民営の方がより効果的な運営を行うことができると言えます。

## ○札内青葉保育所で行われている特徴的な保育事業

- ・病後児保育
- ・延長保育（18：30～19：00）
- ・キッズイングリッシュやキッズサイエンスなどの  
特別なカリキュラム

民設民営化後についても、これらの特徴的な保育事業を継続して行います。

## ○移管先法人の決定方法

部長職を中心として構成された「幕別町立保育所民営化推進検討委員会」において、期間満了後の運営方法や移管先法人を選定し、最終的に町長が決定します。